

取組の方向3

社会的自立を促す教育の推進

<主要施策6 人権教育の推進>

1 人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料、啓発学習資料の作成

a 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。

b 啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、教材ビデオの制作を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員等に対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

(ア) 人権教育研究推進事業

(イ) 人権教育推進のための調査研究事業

(ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

<主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進>

1 小・中学校における考え議論する道徳の推進（指導部）

(1) 道徳の教科化に向けた先行した取組の推進

「東京都道德教育推進拠点校」の設置により、小・中学校における道德の教科化に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道德教育の一層の充実を図る。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道德教育の充実

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する、東京都道德教育教材集の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実を図る。

(3) 東京都「特別の教科 道德」カンファレンスの実施

公立小・中学校等の道德教育推進教師等を対象としたカンファレンスを実施し、各学校における組織的な道德教育推進体制・指導体制の確立を図るとともに、道德教育推進教師の道德教育に関する指導力の向上を図る。

(4) 道德授業地区公開講座の充実

「東京都道德教育教材集」及び「『特別の教科 道德』移行措置対応 東京都道德教育教材集」の活用、保護者用DVDの作成等により道德授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道德教育の取組を一層推進する。

2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

「人間と社会」は道德性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実
に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。

各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

平成29年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成28年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に年2回の推進者研修を実施する。

ウ 指導資料の活用

研究開発委員会が作成した指導資料を活用し、「人間と社会」の実施を推進する。

<主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進>

1 キャリア教育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部・指導部）

(1) 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進

ア 中学生の職場体験の推進

公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。）の生徒に、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、「中学生の職場体験」を実施する。

イ 多様な教育課題に対応した教育の推進

多様な教育課題に対応するため関係機関と連携し、金融教育、税財政教育等を推進する。また、法律の専門家と連携した授業実践等を通じた、学校教育における「法」に関する教育の推進について普及啓発を図り、社会の一員として責任ある市民生活を送る上で不可欠な資質・能力の向上に資するため、「『法』に関する教育」を推進する。

(2) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実
に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした
教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。

各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援
を行う。

ア 年間計画等調査の実施

平成29年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成
28年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

「人間と社会」の優れた取組を共有するなどの目的として、各校の推進者を対象に
年2回の推進者研修を実施する。

ウ 指導資料の活用

研究開発委員会が作成した指導資料を活用し、「人間と社会」の実施を推進する。

(3) インターンシップ事業の促進

平成18年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締
結した。平成19年度からは、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施
するとともに、受入先の拡充を図ってきた。

今後も受入先の企業の拡大及び職種の多様化を進め、都立高校生のインターンシッ
プが円滑に行えるように支援していく。

(4) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高等学校におけるキャリア教育の一層の充実を図るため、各学校に基礎的・汎
用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成させ、学校の教育活動全体を
通じて行う系統的、組織的なキャリア教育を進めていく。

(5) キャリア教育推進者への情報提供

各校の担当者に対して、企業やNPO等の外部人材を活用した事例についての情報
提供等を行うとともに、高等学校進路指導資料等を通してキャリア教育推進者の資質
の向上を図る。

(6) 全都立学校への全国紙配布

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立特別支援学校高等部の図書室に全国紙等
6紙を配置する。

ア 生徒が現実の政治的事象に触れる機会の充実

イ 教員が主権者教育のための教材として活用する環境の整備

(7) ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進

ア わくわくどきどき夏休み工作スタジオの実施

工業高等学校、科学技術高等学校や産業高等学校において、夏季休業日を活用して、

小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校等に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくりへの興味・関心を高める。

イ 専門高等学校の改善

(ア) デュアルシステム科の拡充

産業界から評価されている「東京版デュアルシステム」を更に推進していくため、都立葛西工業高等学校及び都立多摩工業高等学校における平成30年度のデュアルシステム科設置に向けた企業開拓や中学生・保護者への周知を行い、地域企業の求める人材の育成を推進する。

(イ) エンカレッジスクールの追加指定

ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を輩出するため、平成30年度に都立中野工業高等学校をエンカレッジスクールに指定することについて、中学生や保護者への周知を図る。

(ロ) 実地に学ぶ商業教育への改革

商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、第1学年の「ビジネス基礎」において、新たに作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する。また、第2学年で企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う新科目「ビジネスアイデア」を学校設定科目として開発する。

(エ) 商業教育コンソーシアム東京（仮称）の設置

新科目「ビジネスアイデア」等においては、企業、地域及び地元商店街におけるフィールドワークや外部講師等、外部人材の活用が必要であり、こうした取組を円滑に進めるために企業、大学等による支援が必須であることから、連携企業等の開拓や商業高校と企業等のマッチングなど商業高校の教育活動を支援するための組織「商業教育コンソーシアム東京（仮称）」を設立する。

(オ) 家庭・福祉高校（仮称）の設置

入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、不足が見込まれる保育人材を育成する学科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する学科を併せ持った家庭・福祉高校（仮称）の平成33年度の設置に向け、必要な施設・設備の整備等について検討を進める。

(8) 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の会員団体の協力により、平成28年度は企業や大学、NPO等62団体のプログラムを都立高等学校に紹介した。具体的には、事前に高等学校と団体が打合せを行い、実施校の生徒の実情に合わせ、内容や教材を調整して実施している。

また、効果的な導入となるために、体験型のプログラムの質の充実を図り、都立高校のキャリア教育計画に位置付けた活用を推進する。あわせて、専門学科高校向けのプログラムを4校で試行的に導入する。

なお、平成28年度は138校でプログラムを実施した。

2 防災教育の推進（指導部）

(1) 防災ノート「東京防災」の活用促進

ア 防災ノート「東京防災」活用促進月間（平成29年7月から同年9月まで）の設定

(ア) 小学校対象「親子防災体験」の実施

a 全公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象

b 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）

c 児童が体験後、防災ノート「東京防災」に感想等を記入

イ 中学校対象「防災標語コンクール」

(ア) 公立中学校等の第1学年の生徒を対象

(イ) 生徒が防災ノート「東京防災」等を活用して標語を考え、防災ノート「東京防災」に記入し各学校に提出

(ウ) 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、更に標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

ウ 高等学校における防災ノート「東京防災」の活用と、一泊二日の宿泊訓練等の実施

エ 特別支援学校における防災ノート「東京防災」の有効活用

(2) 「合同防災キャンプ」の実施

都立高等学校等の生徒及び教員が、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティアや交流活動等の実施、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養^{かん}や、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

ア 都立高等学校の生徒80名程度、都立高等学校の教員20名程度を募集

イ 防災サミットで研修成果を発表

(3) 都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

児童・生徒の防災意識を向上させるとともに、首都直下型地震等の大規模災害が発生した後の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保に向けた教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。

ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ 教職員は、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。

ウ 事業の検証

(ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。

(イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

＜主要施策9 不登校・中途退学対策＞

1 区市町村教育委員会における支援チームの構築などの取組への支援（指導部）

(1) 区市町村教育委員会における支援チームの構築

小・中学校における不登校の児童・生徒に対するきめ細かい支援を行うため、児童・生徒又は家庭と関係機関等とをつなぐスクールソーシャルワーカーや、自宅にひきこもりがちな児童・生徒等に対して家庭訪問等により相談及び学習支援等を行う訪問支援員等をメンバーとする「支援チーム」を区市町村教育委員会に設置した上で、学校、福祉、医療等の関係機関と連携した取組を行うモデル事業を実施する。

ア スクールソーシャルワーカーの主な役割

- (ア) 不登校やそのおそれのある児童・生徒への支援に当たり、学校が行うアセスメントや支援計画の作成への支援
- (イ) 不登校児童・生徒や、その保護者に対する面談などの相談対応
- (ウ) 支援に当たっての関係機関との連絡・調整
- (エ) 訪問支援員への指示・調整

イ 訪問支援員の主な役割

自宅にひきこもりがちな不登校児童・生徒を対象とした家庭への訪問等により、相談対応及び学習支援などを行い、在籍校への復帰や教育支援センター（適応指導教室）への登録等へ結び付ける。

ウ その他

区市町村教育委員会は、支援チームによる支援が円滑に行われるよう調整する。

(2) 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の構築

モデル事業実施校において次の取組を行う。

ア 校長は、校内の支援体制の強化を図るため、不登校対策の中心的役割を担うコーディネーター役の教員を指名する。

コーディネーター役の教員の主な役割は以下のとおり。

- (ア) 学級担任等の教職員への支援
- (イ) 不登校児童・生徒の状況把握、支援に当たっての関係者との連絡・調整
- (ウ) 校内ケース会議の開催
- (エ) 支援チーム、スクールカウンセラー、関係機関等との連携

イ 個別の支援計画に基づく不登校対策の実施

- (ア) 各学校では、支援チームやスクールカウンセラーと協力して、児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極めながら、不登校児童・生徒一人一人の個別の支援計画を作成する。
- (イ) 校内での組織的な取組や、関係機関と連携した支援を進めるとともに、適宜計画内容の改善を図り、継続した支援を行う。

(3) 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化

不登校の小・中学生の学校復帰を支援する施設として、区市町村に設置されている教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るため、「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会」からの提言を踏まえ、都が提示する複数の補助メニ

ューの中から区市町村が選択する方式により、区市町村の取組を支援するモデル事業を行う。

ア 補助メニューの主な内容

- (ア) 人材の充実（若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置）
- (イ) 指導員のスキルアップ（指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進）
- (ウ) 魅力ある講座の充実（遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等）
- (エ) 民間教育事業者のノウハウの活用（コミュニケーショントレーニングの実施等）
- (オ) 施設整備や学習環境の充実（施設の改修、ICT機器の整備等）

(4) 新たな不登校を生まないための手引の作成

児童・生徒の心の状態を十分に理解するための適切な働き掛けなど、教員の対応を支援するため、新たな不登校を生まないための手引の作成に向け、次の取組を行う。

ア 不登校対策に関する効果的な取組事例の収集及び分析

イ 学校における適切なアセスメント手法の収集及び分析

ウ 上記ア及びイを踏まえた、新たな不登校を生まないための手引（試案）の作成

2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組（都立学校教育部・地域教育支援部・指導部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対策

ア 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

イ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を年3回実施する。

ウ 不登校・中途退学対策に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒の情報共有、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校（特に不登校、中途退学や進路未決定での卒業等の課題がある生徒が多いため継続的な派遣を必要とする都立学校として都教育委員会が指定する学校をいう。以下同じ。）に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細かな支援を実施する。

ウ 関係機関とのネットワークの構築

- (ア) 中途退学し、又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。
- (イ) 学び直し支援事業の実施
都立学校への再就学（学び直し）を希望する生徒等に対し、若者支援に実績のあるNPOと連携した学習支援を行う。

3 チャレンジスクールの拡充（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクールの拡充に向けた取組の推進

ア チャレンジスクールの新設

平成34年度に開校予定の足立地区チャレンジスクール（仮称）及び平成35年度に開校予定の立川地区チャレンジスクール（仮称）について、基本計画検討委員会報告を踏まえ、設置に向けた調整を着実に進める。

イ チャレンジスクールの規模拡大

既設チャレンジスクールのうち3校について、平成30年度からの学級増に向けた条件整備を進める。また、1校について、平成31年度以降の学級増に向けた調整を行う。

4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進（指導部）

(1) フリースクール等民間施設・団体等との情報交換会等の実施

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、情報交換会の実施や効果的な教育プログラムの検討などを通じ、フリースクール等民間施設・団体及び区市町村教育委員会等との連携を推進する。

<主要施策10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築>**1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）**

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実

ア 「就学前教育カンファレンス」の開催

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者を対象とした講演等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等について更なる理解推進を図るとともに、「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

イ 「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム改訂版」の更なる活用の促進

「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム改訂版」の更なる活用の促進を図り、就学前教育施設と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育のそれぞれが学びの連続性を踏まえた教育活動を行えるように支援する。

2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（都立学校教育部・指導部）

(1) 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

(2) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適正な募集枠の設定を検討する。

<その他の事務事業>

1 学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

安全教育に関する「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムを全公立学校において活用することにより、教育活動全体で総合的に取り組む安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定して安全教育に関する指導方法を研究し、その成果を全都に普及する。

2 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援（指導部）

(1) 個別相談による支援

不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者等に対して、学校への復帰、再入学、社会的自立等に向けての支援を行うため、来所や電話を通して当該児童・生徒やその保護者に対する個別相談を実施する。

(2) 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生等への就学の支援及びその保護者に対する相談や助言を行う（登録制）。

ア リスタート通信の発行

登録者を対象に、「リスタート通信」を定期的に送付し、進路に関する情報提供を行う。

イ 進路相談会の実施

登録者及びその保護者を対象に、具体的な進路情報を提供するとともに適切な進路選択ができるよう支援する。

ウ つどいの開催

登録者の保護者を対象に心理や医療の専門家を交え、共に考える場として「つどい講演会」及び「つどいミーティング」を実施する。

エ 就学サポートによる支援

登録者を対象に、進路に関する面談を計画的・継続的に実施し、都立高等学校への就学相談等に向けた支援を行う。

オ 「自立支援チーム」と「青少年リスタートプレイス」の接続

自立支援チームが関わっている生徒のうち、中途退学し、進学を希望する生徒・保護者をリスタート事業へ案内する。